

高齢者や障がいのある人
などを災害から守るための、
ご本人とご家族、地域の
みなさんの手引書です。

災害時要援護者支援マニュアル

～ みんな助かる！助け合う！災害に強い地域づくり ～



春日井市

はじめに

災害時要援護者とは、高齢者、障がいのある人など、何らかのハンディキャップをもっているために、災害が発生したときに避難などの支援を必要とする人のことをいいます。

自分の身は自分で守ることが防災の基本ですが、このように自ら避難することが困難な人に対しては、声かけや避難支援などを隣近所や地域の人で行う共助が欠かせません。そのため、地域の集まりや防災訓練を通して、災害時要援護者と地域住民が顔見知りになり、いざというときの関係を築くなど、人と人とのつながりを深め、地域の防災に対する意識を高める必要があります。

東日本大震災では、避難支援活動を行っていた地域住民や消防関係者、民生委員などが命を失うという事例も多数報告されました。共助による避難支援を進めるにあたっては、まずは支援する人やその家族などの身の安全の確保が重要であり、災害時要援護者の避難などの支援を円滑に実施するためにも、災害発生前からの十分な準備が必要です。

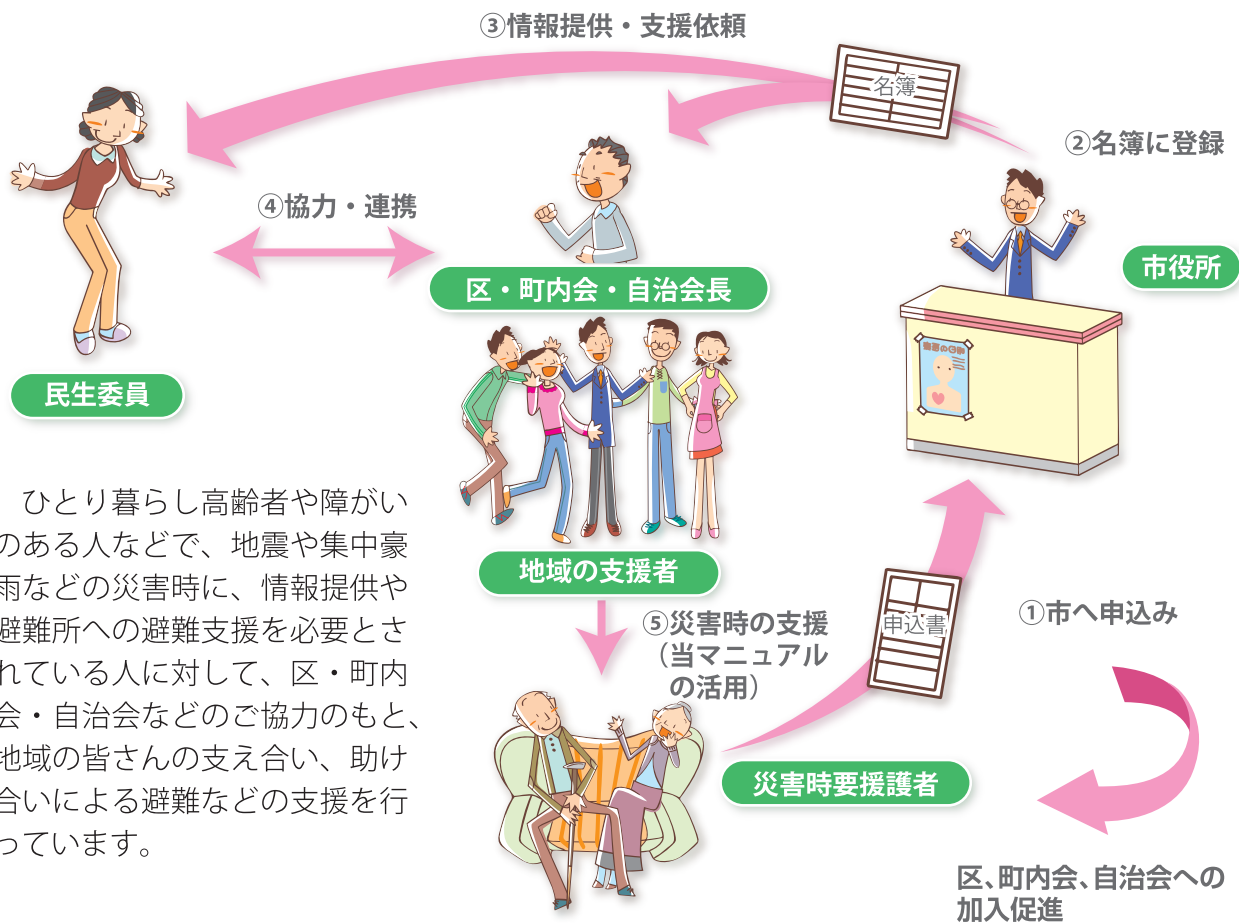
このマニュアルは、高齢者や障がいのある人などを災害から守るための、ご本人とご家族、地域のみなさんのための手引書です。今後30年以内に起こる可能性が高いと言われている南海トラフ巨大地震に備えて、自助、共助の備えのための参考としてご活用ください。

目次

● 災害時要援護者支援の取り組み	2
● 避難の流れ ～すべての人に共通すること～	3
日頃の備え	3
災害発生時の行動	5
避難行動	6
避難場所	7
避難所での行動	8
● 災害時要援護者ケース別の支援ポイント	9

災害時要援護者 支援の取り組み

● 支援のしくみ



ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に、情報提供や避難所への避難支援を必要とされている人に対して、区・町内会・自治会などのご協力のもと、地域の皆さんの支え合い、助け合いによる避難などの支援を行っています。

● 名簿登録の対象者

自分や家族だけでは災害時の対応が困難な人です。

- ① ひとり暮らし高齢者
- ② 介護保険要介護者
- ③ 障がいのある人
- ④ 上記①～③に準ずる人など

● 申込みの方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、地域福祉課にて提出ください。

※ 申込みにあたり、区・町内会・自治会、地域の支援者、民生委員、市の関係部署に個人情報を提供することに同意していただきます。

⚠ 申込みにあたっての留意事項

災害はいつどのような形で発生するか予測できないため、常に万全の支援体制を整えることはできません。いざ、災害が起きたときに地域の支援者が支援活動をできない場合も考えられます。申込みにあたっては、そのことをご承知おきください。

また、被害を最小限にするため、日頃の備えを整えましょう。

避難の流れ

～すべての人に共通すること～

日頃の備え

日頃から「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識で、地域住民が相互に助け合う体制を整備しましょう。

● 地域との交流

- 日頃から近所や地域の人とあいさつを交わし、顔なじみになりましょう。
- 地域の行事や活動に積極的に参加し、地域の人とのコミュニケーションを深めましょう。
- 地域に住んでいる災害時要援護者にどのような手助けができるかを日頃から話し合しましょう。



● 防災訓練への参加

- 防災訓練に参加し、避難の方法や避難所を確認したり、消火器の使い方やバケツなどによる消火のしかたをおぼえましょう。
- できるだけ災害時要援護者本人も、家族の人と一緒に参加するよう呼びかけましょう。
- 災害時要援護者が参加できない場合は、誰かが災害時要援護者役になって、支援の模擬訓練を行いましょ。

! 情報収集

災害が起こったら、テレビやラジオなどで正確な情報収集に努めましょう。また、市のメール配信サービスなども活用しましょう。

市安全安心情報ネットワーク（メール配信サービス）

- 「安全安心情報」「気象情報」「消防情報」の3つの情報を選択して登録できます。配信登録をした人のスマートフォンや携帯電話、パソコンにメールを配信します。

《登録はこちらから》

携帯電話からの登録 <https://service.sugumail.com/kasugai/>

スマートフォン/パソコンからの登録 <https://service.sugumail.com/kasugai/member/>



市緊急情報Twitter

- 市内の災害などに関する緊急情報、市安全安心情報ネットワークで配信する気象情報などを発信します。

緊急速報メール

- スマートフォン、携帯電話で緊急速報メールの受信を許可した場合は、避難情報などが配信されます。（一部、対応していない機種があります。）



災害用伝言ダイヤル 171

- 災害の発生により、電話などがつながりにくい状況になったときに提供が開始される「声の伝言板」です。被災地の人が録音した安否などに関する情報をほかの地域の人が聞いたり、ほかの地域の人から被災地の人へメッセージを送ったりすることができます。

《使い方》「171」にダイヤル ➡ 音声案内に従って録音または再生

● 非常時持出品の用意 ● ● ● ● ● ● ●

いざ避難する際に備えて、非常時持出品を用意し、リュックサックなどでひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておきましょう。中身は定期的に点検しましょう。

また、大規模地震が発生すると一定期間自力で生活することが想定されるため、何がどれだけ必要か家族で話し合い最低3日分、可能であれば7日分の水や食料を備蓄しましょう。

非常時持出品の例

- 非常食関係
 - ・飲料水
 - ・缶詰
 - ・紙皿など食器
 - ・ラップフィルム
- ・乾パン
 - ・粉ミルク
 - ・缶切り

非常備蓄品の例

- 非常食
 - ・飲料水 (1人1日3リットルを目安に)
 - ・保存食 (缶詰やレトルト食品など)

● 生活用品

- ・懐中電灯
- ・予備電池
- ・ティッシュ

- ・携帯ラジオ
- ・タオル
- ・衣類、下着

● 生活用品

- ・毛布、寝袋
- ・洗面用具
- ・トイレットペーパー
- ・筆記用具

- ・新聞紙
- ・なべ、やかん
- ・バケツ

● 貴重品

- ・現金 (10円玉などの小銭も)
- ・通帳、印鑑
- ・健康保険証

- ・運転免許証
- ・障がい者手帳

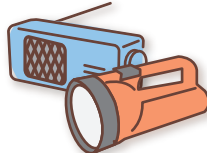
● 燃料

- ・卓上コンロ
- ・ガスボンベ

- ・携帯コンロ
- ・固形燃料

● 救急医療品

- ・傷薬、包帯、ばんそうこう
- ・常備薬、持病薬



保存のきく食品や日常生活用品を普段から少し多めに買っておいて、使ったら補充しましょう



! 非常食 家族にあったものを準備しましょう

- 乳児がいる場合
 - 粉ミルク (哺乳瓶やガーゼとセットで)
 - 離乳食 (粉末タイプやフリーズドライが便利)
 - アレルギー対応食
- 高齢者がいる場合
 - 軟らかくて食べやすいもの (レトルト食、ゼリー、濃厚流動食など)
- 慢性疾患の人がいる場合
 - アレルギー対応食
 - 腎臓病食
 - 糖尿病食

! 常用の薬 最低3日分準備しましょう

- 常用の薬や特殊な治療食、必要な医療用品(ストマ用品やガーゼなどの物品)は、最低3日分は常備し、非常時持出品の中へ入れておきましょう。
- 1~2週間分の備蓄があると安心です。

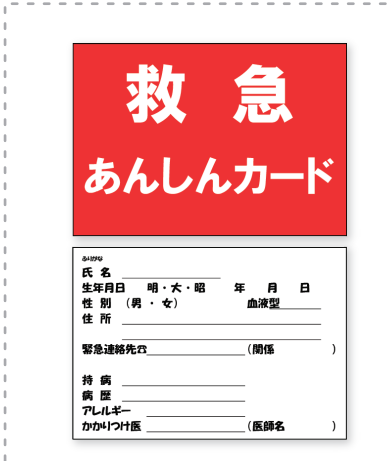
● 救急あんしんカード ● ● ● ● ● ● ●

救急あんしんカードは、救急隊が、搬送する病院探しや応急処置を的確に行うため、氏名、血液型、持病やかかりつけの病院等の情報をあらかじめ記載しておくものです。救急あんしんカード(マグネット式)を目につきやすい冷蔵庫の前面に貼っておき、災害時には持ち出して活用しましょう。

また、お薬手帳や相談先を記載したメモも携帯できるようにしておきましょう。

※ マグネット式は65歳以上の独居高齢者の方を対象に配布しています。(ダウンロードでの活用はどなたでもできます。)

※ 市ホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/syobo/kyukyu/1003863/1003869.html>



避難の流れ

～すべての人に共通すること～

災害発生時の行動

まずは、自分の身を守り、家族の安全を確認しましょう。次に、災害を拡大させないための点検を行いましょ。

● 地震発生時の安全確保 ● ● ● ● ●

まずは、自分の身を守り、災害を拡大させないための行動をとる必要があります。ふだんから、もしものときに、家の中でどこが安全な場所なのかを考えておきましょう。



揺れが収まったら

- あわてて外に飛び出さないようにしましょう。
- 出入口の扉や窓などを開けて、逃げ場を確保しましょう。
- テレビ、ラジオ、市役所などからの情報に注意し、正しい情報の把握に努めましょう。
- 避難する時には、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めましょう。
- 家族であらかじめ取り決めた簡単には人目につかない場所に、家族の安否情報などを記載した張り紙を貼りましょう。

● 水害の際の安全確保 ● ● ● ● ● ● ● ● ●

水害は、早めの避難が鉄則です。台風などによる大雨で水害が予想される場合や、避難に関する情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））が出された場合は、自分の安全を確保し、火の始末をして、避難所へ避難しましょう。台風以外でも、ふだんと違った雨の降り方などの場合、自主的に避難するように心がけましょう。



避難の時に気をつけること

- テレビ、ラジオ、市役所などからの情報に注意し、正しい情報の把握に努めましょう。
- 歩行可能な水深は、ひざくらいまでです。水深が腰まである場合は、高い所で救助を待ちましょう。
- 長靴は、中に水が入って歩けなくなります。ヘルメットなどで頭を保護し、靴はひもで締めることができる運動靴を履きましょう。
- 先導する人は長い棒を杖にして、くぼみや溝の有無を確かめながら歩きましょう。
- 子どもやお年寄りには浮き輪を持たせ、病人や歩行困難な人は背負いましょう。

避難の流れ

～すべての人に共通すること～

避難行動

屋外の被害が大きいようだと感じた場合、一旦決められた避難場所に行くことが必要です。災害規模により避難できなくなっている可能性もあるため、ラジオなどによる情報を聞きながら行動しましょう。

● いつ避難するか ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

自分の身に危険を感じたときはもちろんですが、避難に関する情報が出されたとき、火災が広がったとき、建物が倒壊するおそれのあるときなどに避難しましょう。



● 避難するときに注意すること ● ● ● ● ●

避難が必要なときは、家族の安全を確保してから隣近所に声をかけ協力しましょう。非常時持出品など、持ち物は必要最小限にしましょう。避難することになったら、市や防災関係機関、自主防災組織のリーダーの指示のもとに、集団で協力しあって定められた避難場所に避難しましょう。



● 災害時要援護者の配慮 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

災害により、ふだんと状況が変わっているため、災害時要援護者やその家族だけでは避難する際に十分な準備ができないことがあります。

近所に災害時要援護者がお住まいの場合は、安否確認をしたり、避難するときは協力しましょう。

声かけのポイント

安否を確認するとき

- 家にいる人は無事ですか。

避難するとき

- 火の始末はしましたか。ガスの元栓は閉めましたか。
- 電気のブレーカーを切りましたか。
- 貴重品や薬、必要な装具は持ちましたか。
- 救急あんしんカードやお薬手帳など、必要な情報を携帯しましたか。
- 家族の安否情報などを記載した張り紙をしましたか。

避難の流れ

～すべての人に共通すること～

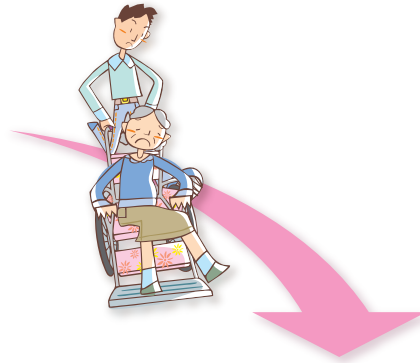
避難場所

避難について、家庭で日頃から話し合い、自分の地域では、どこが避難所か、また、避難経路や避難に何分ぐらいかかるかを知っておきましょう。

まずは緊急避難場所へ

緊急避難場所

地域の公園を、公園の規模及び人口の集中度に応じ、緊急避難場所として指定しています。



延焼の危険性があるときは 広域避難場所へ

広域避難場所

一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない7つの大規模な公園と中部大学のグラウンドを広域避難場所として指定しています。

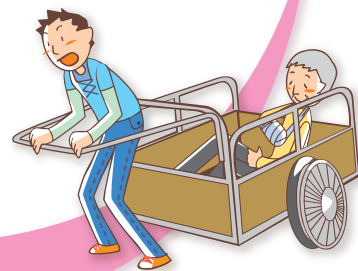
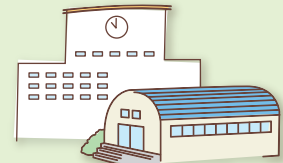
- 二子山公園
- 朝宮公園
- 中央公園
- 篠木公園
- 落合公園
- 繁田公園
- 高森山公園
- 中部大学グラウンド



最寄りの指定避難所に移動することが 危険な場合には、ほかの避難所に向かう など臨機応変な行動を！

指定避難所

災害時の避難所として、市内小学校（37校）、グルッポふじとう（高蔵寺まなびと交流センター）、旧西藤山台小学校施設、中部大学を指定しています。



指定避難所での生活が困難な人は、 必要に応じて福祉避難所へ移動します。

福祉避難所

災害時要援護者の避難所として、市内16か所の公共施設を指定しています。



- 味美ふれあいセンター
- 西部ふれあいセンター
- 鷹来公民館
- グリーンパレス春日井(勤労福祉会館)
- 南部ふれあいセンター
- 総合福祉センター
- 知多公民館
- 福祉作業所
- 高蔵寺ふれあいセンター
- 坂下公民館
- 東部市民センター
- ハーモニー春日井(青年の家)
- 保健センター
- 少年自然の家
- ※ 第一希望の家
- ※ 第二希望の家

※知的障がい者の受入を優先する避難所です。

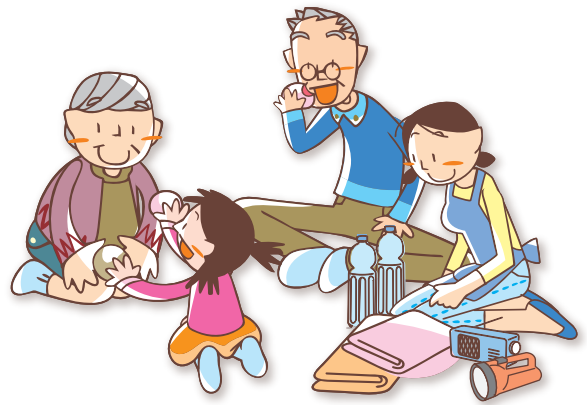
避難の流れ

～すべての人に共通すること～

避難所での行動

避難所で生活する人すべてが被災者ですが、まわりの人の支援を必要とする人も一緒に避難生活を送ることを理解し、お互い必要な配慮をすることが大切です。

- 災害が発生してすぐには食料や救援物資は運ばれてこない可能性があります。また、数も量も十分ではありませんので、自分で持参した非常食を食べたり、備蓄食料や物資を分け合ったりしてお互いに配慮しましょう。
- 避難所での生活をスムーズにするために、なるべく早い段階で避難所をひとつの自治組織と見なして、リーダーを決定し、避難している人たち自身で約束事やルールを決めましょう。
- 避難所の運営は、避難している人の協力がないうまくいきません。避難所運営に積極的に関わりましょう。
- 避難に時間のかかる災害時要援護者や家族などは、後から避難してくるため、就寝場所が不便な所になる場合があります。まわりの人の支援を必要とする人も一緒に避難生活を送ることを理解し、お互いに必要な配慮をしましょう。



指定避難所以外に避難したときは市役所に連絡しましょう

市の指定避難所であれば、食料や救援物資などが届きますが、それ以外の所まで支援物資や情報が届くかどうか分かりませんので、原則として指定避難所へ避難しましょう。しかし、指定避難所以外の場所に避難せざるを得ない場合は、自分がどこに避難しているかを市役所などに知らせるようにしましょう。

春日井市役所 電話番号 81-5111 (代表)

災害時要援護者 ケース別の 支援ポイント

ここまでの災害時等における
注意点のほか、災害時要援護
者のケース別に、特に注意す
るポイントを紹介します。



自分の地域で支援を必要とする人は、どのケースに該当する人かを考え、ケース別の支援ポイントを参考に支援しましょう。状況により複数の項目に該当する人もいます。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯

健康であっても加齢により身体機能が低下している場合があるため、必要に応じ情報を伝えたり、避難所まで付き添いましょう。

本人と家族ができること

日頃の備え

- 万一のとき、支援が必要であることを自主防災組織や近所の人に申し出て、協力を依頼しておきましょう。
- 入れ歯、老眼鏡、補聴器など、日常生活に必要なものは、常に身の回りに置くようにしましょう。
- 常用の薬は、最低3日分は常備しておきましょう。



まわりの人ができること

避難するとき

- 日頃から近所付き合いの少ない人は、いざというときに情報が伝わらない場合があります。避難に関する情報を伝えたり、地震が起こったときは、揺れがおさまったら声をかけたりして安否を確認しましょう。

避難所では

- 高齢者がいる世帯では、必要な物資（食事用品・介護用品・紙おむつなど）の内容が異なります。物資の配分にあたっては、家族ごとに必要な物を必要な分だけ渡せる工夫をしましょう。

視覚障がいのある人

声をかけて災害の状況や必要な情報を伝えたり、どんなお手伝いができるかを尋ねましょう。

本人と家族ができること

日頃の備え

- 白杖はいつも身近な一定の場所に置くようにしましょう。
- 災害時には、壊れた物を触りながら避難することになります。軍手などを用意し、常に携帯しましょう。
- 近所の人に避難に関する情報を知らせてもらうようお願いしておきましょう。

災害にあったら

- 屋内で地震にあった場合、室内の様子はどうなっているかわからないので、ふだんのようなつもりで動かないようにしましょう。神経を集中して火気を感じ、煙が出ていないか出火の有無を確認しましょう。
- 屋外で地震にあった場合、付近の人に声をかけて、周囲の状況を教えてもらいましょう。

まわりの人ができること ●●●●●●

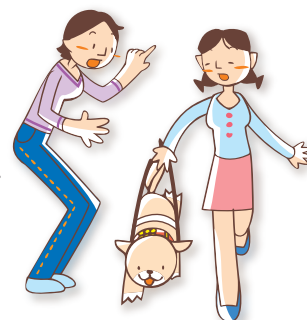
避難するとき

- 誘導をするときは、白杖を持たないほうの手でひじの上を握ってもらいながら、足元に注意しつつゆっくり歩くようにしましょう。このとき、白杖や腕を引っ張ったり押ししたりしないようにしましょう。



避難所では

- 目の不自由な人は、避難所がどのような状況かわかりません。避難所の状況を、できるだけ正確にわかるように避難所内を案内しましょう。
- 壁伝いに移動することが多くなるため、生活場所を壁側にしたり、壁側に物を置いたりしないよう配慮しましょう。
- 盲導犬をともなっている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしないようにしましょう。



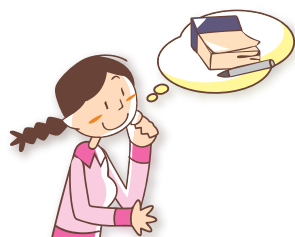
聴覚・音声言語障がいのある人

筆談や手話、身振りなどで適切な情報を伝えましょう。口の動きで言葉が理解できる人もいます。できるだけ口を大きく開けて話しかけましょう。

本人と家族ができること ●●●●●●

日頃の備え

- 身の安全を図るために、情報収集を第一に考えましょう。筆談のため必要な筆記用具は、常に携帯するように心がけましょう。また、火災警報器は必ず設置しましょう。
- 緊急情報を知るための方法と、情報を教えてくれる人を決めておきましょう。



まわりの人ができること ●●●●●●

避難するとき

- 手話や身振りを交えてはっきりと話しましょう。
- 相手の言葉をていねいに聞きとるようにしましょう。聞きとりが困難なときは、相手にことわってから筆談をしたり、メモをとったりするようにしましょう。
- 文字や絵を交えた筆談や手のひらに指先で字を書いて伝えましょう。
- 口の動きで話を理解できる人もいます。顔を真っすぐに向け、口をなるべく大きく動かして伝えるようにしましょう。
- 電話の代理を依頼されたら進んで協力し、内容を簡潔にまとめたメモを渡しましょう。

災害にあったら

- 自分が聴覚に障がいがあり、ラジオなどの情報が得られないということを、まわりの人に理解してもらいましょう。
- 笛や携帯ブザーなど音の出るものを携帯し、万一建物や家具に閉じ込められて動けなくなったときには、自分の居場所を知らせましょう。

避難所では

- 避難所の管理者などに障がいのある人が避難していることを認識してもらい、放送だけでなく、掲示板や伝言板など、文字情報による提供も併せて行うようにしましょう。また、必要な情報を聴覚障がいのある人に教えてあげるよう心がけましょう。

肢体不自由の人

家族だけでは避難所までの移動が困難な場合がありますので、お手伝いできることがあるか声をかけましょう。

本人と家族ができること

日頃の備え

- 避難に備えて、おんぶひもや車いすなどの搬送用具を用意しましょう。
- 車いすや歩行補助具が十分通れるような通路を家中で確保しましょう。あまり物を置かないで、家具などの転倒の心配のない安全なスペースをつくっておきましょう。
- 家具類には、すべて転倒・移動防止器具をつけ、落下物のないよう、上に物を置かないようにしましょう。

まわりの人ができること

避難するとき

- 車いすの介助など、地域の人で協力して避難所までの移動を支援しましょう。

避難所では

- できるだけ車いすで移動できる通路を確保し、段差を解消するよう工夫をしましょう。
- 車いすの人が利用できる洋式トイレの場所を確認しておきましょう。

いろいろな支援

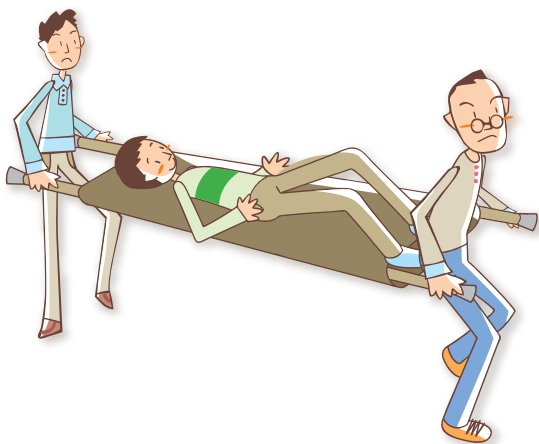
>> 支援者が3人以上いる場合

車いすを介助するとき、段差では、3~4人で運ぶのが安全です。上がる時は車いすを前向きに、下るときは車いすを後ろ向きにするのが安全で恐怖感を与えません。いずれもブレーキをかけましょう。車いすがない場合は家庭にあるいすで代用しましょう。



>> 支援者が2人いる場合

物干し竿と毛布などで作った応急担架で移動させましょう。



>> 支援者がひとりの場合

おんぶひもなどで背負いましょう。この際、背負い手の両手はふさがないようにしましょう。



内部障がいのある人・難病患者・医療機器を使用中の人など

心臓、じん臓、呼吸器などの内部障がいのある人や難病患者の人は、外見からは障がいがあることが分からないことがあるので、医療的援助が必要な人は自分で申し出ましょう。

本人と家族ができること

日頃の備え

- 人工透析やインスリン注射など、特別な治療が必要な人は、地震後すぐに通院できない場合に備えて、日頃から災害時の対応や連絡方法、自宅や避難所で気をつけることについて、主治医や看護師に聞いておきましょう。
- 常用の薬や特殊な治療食、必要な医療用品(ストマ用品やガーゼなどの物品)は、最低3日分は常備し、非常時持出品の中へ入れておきましょう。1～2週間分の備蓄があると安心です。
- 薬や注入薬の名前、量、頻度、病状や処置、かかりつけ医などの連絡先を明記した覚え書きを作り、常時携帯し、定期的を確認しておきましょう。
- 人工呼吸器を使用している人は、停電に備え、非常用電源を準備しましょう。
- たん吸引器、アンビューバックなどの医療機器の取扱いについて、家族やヘルパー等、なるべく多くの人に慣れてもらっておきましょう。



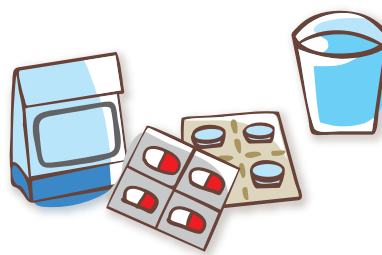
災害にあったら

- 避難するときは、常用の薬や特殊な治療食、必要な医療用品を必ず携帯しましょう。

まわりの人ができること

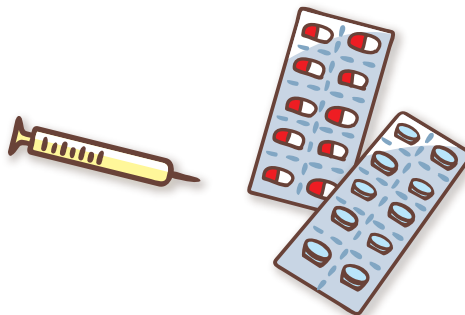
避難するとき

- 非常時持出品に、常用の薬、特殊な治療食、必要な医療用品が準備されているか声をかけましょう。



避難所では

- 避難所の管理者などに、内部障がいのある人が避難していることを認識してもらい、必要な支援をスムーズに受けることができるように配慮しましょう。特に、必要な薬、医療行為、装具などがある場合は、そのことを確実に公的機関に伝え、それらが滞ることのないよう配慮しましょう。
- オストメイト（人工肛門、人工膀胱の保有者）の人に対しては、トイレの使用に関して配慮しましょう。



判断能力が十分でない人

知的障がいのある人、発達障がいのある人、精神障がいのある人、認知症のある人などは、自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難な場合があることを理解しましょう。環境の変化によって、精神的動揺が高まることがあるので、恐怖感を与えないように絶えず声をかけましょう。

本人と家族ができること

日頃の備え

- 災害時には隣近所の人との助け合いが大切です。日頃から隣近所の人とあいさつをし、顔見知りになっておきましょう。
- 家族が外出している場合も考えられます。その場合の手助けを近所の人や自主防災組織の人に頼っておきましょう。また、支援者に知ってほしい情報をまとめた生活支援手帳や春日井市サポートブックなどを保管しておきましょう。
- 地震が発生したときには、持ち物や両手で頭を保護することや、建物の中ではテーブルや机の下に入り身を守ることをふだんから訓練し、身につけましょう。
- 災害時には、かかりつけの医療機関に受診できないことがあるので、常用の薬の名前や量、医療機関の連絡先をメモにするなどわかるようにしておきましょう。
- 常用の薬は、最低3日間は常備しておきましょう。

災害にあったら

- 身元がわかるものを身につけましょう。避難するときは、常用の薬や生活の様子ができるものがあれば必ず携帯しましょう。



まわりの人ができること

避難するとき

- 避難を誘導するときは、まず動揺している気持ちを落ち着かせ、ゆっくりとわかりやすく説明しましょう。
- 言葉で理解されない場合は、手を引いて安全な行動ができるよう誘導しましょう。
- 災害時に混乱してしまったり恐怖にとらわれて思いもよらない行動をとる可能性があります。できるだけふだんと同じ調子で声をかけたり、スキンシップを図ったりして落ち着いた状態になるように心がけましょう。
- 災害の怖さや避難の必要性がなかなか理解できず、取り残されてしまうおそれがあります。一斉に伝えるだけでなく、個別の声かけなどを心がけましょう。

避難所では

- その人の行動をよく知っている人から聞き取りをし、落ち着ける環境をつくりましょう。



妊婦・赤ちゃんのいる世帯

避難生活での衛生管理などへの心配りをしましょう。

本人と家族ができること

日頃の備え

- 母子健康手帳は避難時に持ち出せるように、日頃から分かりやすい場所に保管しておきましょう。
- 粉ミルク、離乳食、乳幼児おむつ、おしりふきなど、赤ちゃん特有の日用品などは、非常時持出品や非常備蓄品として準備しましょう。
- 非常時持出品を入れた袋を持ち運べるかを事前に確認しておきましょう。
- 日頃から近所の人やママ友などとネットワークをつくっておきましょう。
- 妊娠中の方は、お腹を覆うひざ掛けなどを非常時持出品として準備しておきましょう。

災害にあったら

- 焦らず転ばないように十分注意しましょう。
- 赤ちゃんのお気に入りのおもちゃやタオルなどを一緒に持ち出しましょう。

まわりの人ができること

避難するとき

- 赤ちゃんや非常時持出品を運ぶ手伝いをしましょう。

避難所では

- 赤ちゃんはふだんから泣くことで何かを訴えています。ふだんと違った状況を察し、さらに泣いてしまいます。うるさいというような顔や態度で家族を見ず、温かく見守ってあげましょう。
- 乳幼児がいる世帯では、必要な物資（粉ミルク、離乳食、乳幼児おむつ、おしりふきなど）の内容が一般の世帯と異なります。物資の配分にあたっては、家族ごとに必要な物を必要な分だけ渡せる工夫をしましょう。



外国人

災害の状況や必要な情報を、その人が理解できることばで伝えましょう。

本人と家族ができること

日頃の備え

- 事前に避難方法や避難場所の確認を行っておきましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。



まわりの人ができること

避難するとき

- 身ぶり手ぶりを交え、必要な情報を伝えましょう。

避難所では

- 多言語等による情報伝達手段の確保に努めましょう。

支援者の心構え

災害が発生したときには、災害時要援護者の家族だけでなく、地域にお住まいの皆さん全員が、それぞれの立場において、困っている人たちに手を差し延べる支援者となります。一人ひとりが支援者としての心構えをもち、災害への十分な備えをしておきましょう。

● 自助 『まずは、あなたが生き残ることが絶対条件』 ●●●●●●●●●●

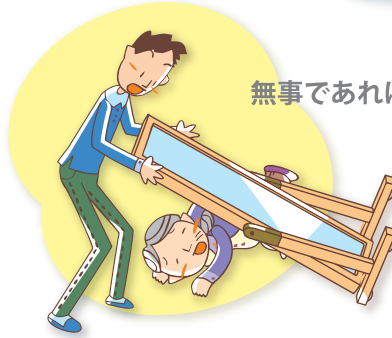
災害が発生したとき、あなたが無事であれば大切な人の支援をすることができます。

もし負傷してしまうと、家族や友人を助けることができず、あなた自身への支援が必要となります。まずは、自分自身が生き残ることができるよう、日頃の備えをしっかりしておきましょう。

負傷すれば・・・



無事であれば・・・



● 共助 『みんなで支え合うことができる地域に』 ●●●●●●●●●●

市では、災害時に支援を必要とされている人に対して、地域の皆さんの支え合い、助け合いによる支援を行うしくみづくりに取り組んでいます。

防災の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」です。日頃から地域のコミュニケーションを深め、共に支え合うことができる地域にしましょう。



災害時要援護者支援マニュアル

発行：平成30年3月

春日井市健康福祉部地域福祉課

〒486-8686 愛知県春日井市烏居松町5-44

TEL：0568-85-6228 FAX：0568-84-5764

E-mail：chiikifk@city.kasugai.lg.jp